

錦江町農業委員会 3 月定例総会会議録

○ 開催日時 令和 5 年 3 月 2 7 日（月） 午後 1 時 3 0 分から

○ 開催場所 本庁 2 階会議室

○ 委員（農業委員 14 人、農地利用最適化推進委員 8 人）

会長	1 番	宿利原 勝吉
会長代理	2 番	鈴 一磨
委員	3 番	徳永 哲朗
委員	4 番	毛下 利美
委員	5 番	鳥越 秀一
委員	6 番	元丸 敏朗
委員	7 番	寺田 郁哉
委員	8 番	貫見 和洋
委員	9 番	内菌 雄治
委員	1 0 番	鍋 康博
委員	1 1 番	本釜 好子
委員	1 2 番	宿利原 進
委員	1 3 番	安水 純一
委員	1 4 番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員	内菌 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	畠中 正秋
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

○ 欠席

推進委員 内菌推進委員

○事務局職員 事務局長 池之上 和隆 書記 永田 宗成・折久木まり子・鶴田 明

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第38号 農地法第3条許可申請について

議案第39号 農地法第4条許可申請について

議案第40号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地
利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第41号 錦江町農業委員会規定の一部改正について

○事務局	皆さんこんにちは。それでは、ただいまより、令和5年3月錦江町農業委員会定例総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同、礼。農業委員会憲章の朗読を7番、寺田委員にお願いいたします。
○寺田委員	憲章朗読。
○事務局	ありがとうございました。それでは会長がご挨拶申し上げます。
○会長	皆さんこんにちは。議事を開会する前に報告を、この前の24日の日に、農地利用の最適化推進の活動の中で、農林水産大臣賞を、錦江町が鹿児島県内でただ一つだけ受賞しましたので、報告をいたします。錦江町の農地集積率が高かったとのことで表彰を頂いております。皆さんありがとうございました。それでは、ただいまより、令和5年3月錦江町農業委員会の議事を開会いたします。本日は、内菌推進委員が欠席の報告が来ておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせいたします。それでは錦江町農業委員会規則第23条第2、2項の規定により、本日の会議録署名委員に、宿利原進委員と安水委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。次に会務報告についてを議題としますので、事務局の報告をお願いします。
○事務局	はい。3月1日に第2回農業委員会組織業務効率化検討会と農業委員会職員協議会理事会がございまして、永田書記が出席しております。同日、農業委員会事務局長等会議がございましてこれは私が出席いたしましたところでございます。2日には町議会が開会になりました。3日は議会予算特別委員会がございまして私と永田書記折久木書記が出席しております。13日には、タブレットの説明会が行われまして、永田書記と内菌委員、鍋委員、寺田委員、畠中推進委員に出席していただいたところでございます。15日には、冬季農業会議の巡回訪問がございました。タブレットの件についてが主な話でございましたが、永田書記が対応しております。16日には、町議会の一般質問、17日には町議会の最終本会議がございました。22日は、4条の転用関係で現地調査を行いまして、元丸委員、弓指推進委員に確認をいただいたところでございます。23日には先ほど会長からもお話がありました、103回県農業会議通常総会がございまして、会長と永田書記が出席しております。それと27日、本日が3月定例総会でございます。以上です。
○会長	ただいまの会務報告について、質問等はありませんか。
○委員	なし。
○会長	ないようですので以上で会務報告を終わり、附議事項に入ります。議案第38号農地法第3条許可申請についてを議題としますので、説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では3ページをお開きください。受付番号12番、譲渡人の方が、○○さん、東京都の方です。経営規模についてお目通しください。場所が馬場字

	麓 27 番 1、地目が台帳、現況ともに畑です。地積が 448 m ² です。譲受人が、〇〇さん、熊本県の方です。経営規模についてはお目通しください。受付番号 13 番が、〇〇さん、麓住宅です。経営規模についてはお目通しください。場所が城元字大田中 1122 番、地目が台帳、現況ともに田です。地積が 663 m ² です。譲受人が〇〇さん、城ヶ崎の方です。経営規模については、お目通しください。以上 2 件になります。
○会長	次に、受付番号 12 番については、資料では内菌推進委員となっておりますが、本日、欠席ですので、寺田委員の報告をお願いいたします。
○寺田委員	報告申し上げます。これは空き家バンク登録されていた家屋を〇〇さんが買われまして、同じ敷地に畑がありまして、この家屋と、畑がセットになっていた所でございます。下限面積は特例で許可されたようです。移住後は畑を管理されとのことでした。終わります。
○会長	次に受付番号 13 番について本釜委員の報告をお願いいたします。
○本釜委員	はい。報告いたします。受付番号 13 号の〇〇さんは、兄弟間の贈与であります。何ら問題ないと思います。よろしくをお願いいたします。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告ありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。お諮りします。議案第 38 号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第 38 号については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第 39 号農地法第 4 条許可申請についてを議題としますので、説明をお願いいたします。
○事務局	受付番号 2 番になります。申請者が〇〇さん、池野の方です。場所は田代川原字池野 4293 番 1、地目が台帳現況ともに畑です。地積が 381 m ² です。転用の理由としましては、耕作に不向きなため、ツツジ等を植えて庭園として利用したいということです。場所につきましては、以下のページになりまして、5 ページにつきましては広域図になります。6 ページがですね周辺図です。この 6 ページの右下のほうに申請地とありますけれども、花瀬の橋の手前のところになります。7 ページは拡大図になります。8 ページが航空写真になっておりまして、場所が分かりやすいかと思えますけれども、ページ真ん中の右下のところです。まだ下のほうに行けば、花瀬の橋があります。〇〇さんの牛舎の前ぐらいになります。9 ページにつきましてが、大まかな配置図になるんですけれども木を植えて、庭にしたいということで申請が上がってきているところです。以上になります。
○会長	次に元丸委員の報告をお願いいたします。
○元丸委員	はい。報告します。3 月 22 日、事務局の方 2 人と弓指推進委員 4 人で、現地確認をしました。この畑はもう住宅のすぐ前で、庭続きでありまして、周辺

	農地へも影響はないと判断しました。よろしくお願いします。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告ありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。お諮りします。議案第 39 号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第 39 号については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第 40 号農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを、議題といたしますが、公平な審議をするため委員の退席を求めなければならない件もあることから、4 回に分けて審議したいと思います。ご異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは受付番号 401 番から 405 番についての説明をお願いいたします。
○事務局	それでは 11 ページをお開きください。受付番号 401 番、貸し人が〇〇さん、平石の方です。場所は田代川原字柴立ノ下 253 番、地目が田、地積が 2,700 m ² です。期間が令和 5 年 3 月 28 日から令和 9 年 12 月 14 日までです。小作料が、米 35kg、〇〇俵と水利費です。借り人が〇〇さん、上原の方です。受付番号 402 番が、貸し人が〇〇さん、南大隅町の方です。場所が田代川原字田代河 5914 番 1、地目が田、地積が 1,339 m ² です。期間が令和 5 年 3 月 28 日から令和 9 年 12 月 14 日までです。小作料が 10a 当たり〇〇円です。借り人が、〇〇、南大隅町の方です。受付番号 403 番から 405 番の貸し人が、〇〇さん、早瀬の方です。場所が 3 筆ありまして、いずれも田代川原字早瀬です。地番につきましては、お目通しください。地目は 3 筆とも田で、地積が合計で 1,569 m ² です。期間が令和 5 年 3 月 28 日から令和 9 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人が〇〇さん、早瀬の方になります。耕作者の方の、詳細につきましては別紙で A 4 の横紙がありますので、そちらのほうをご覧ください。以上になります。
○会長	ここで、貫見委員の報告をお願いいたします。
○貫見委員	はい。報告いたします。受付番号 401 番の、借り人の〇〇さんですが、錦江町の定める要件は、全てクリアしていると思われますので、何ら問題はないかと思えます。402 番の借り人の〇〇ですが、この案件は継続の案件でございますので、問題はないかと思えます。以上です。
○会長	次に弓指推進委員の報告をお願いいたします。
○弓指推進委員	はい、報告します。受付番号 403 から 405 番は、〇〇さんが前々からつくられて、きれいにされているので、何ら問題はないかと思えますので、よろしくお願いします。

○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。受付番号 401 番から 405 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして、受付番号 401 番から 405 番については、原案のとおり許可することに決定しました。次に、受付番号 406 番から 407 番について審議しますが、公平な審議とするため、○○委員の退席をお願いいたします。では事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	では、受付番号 406、407 番です。貸し人が○○さん、平石の方です。場所が 2 筆ありましていずれも田代川原字上栗山です。地番は、お目通してください。地目は 2 筆とも田です。地積が合計で 2,123 m ² です。期間が令和 5 年 3 月 28 日から令和 7 年 12 月 14 日までです。小作料は、全部で米 30kg、○○俵です。借り人が○○さん、鶴園の方です。借り人の方の詳細につきましては先ほどの A 4 の用紙をご覧ください。以上です。
○会長	事務局の説明がありましたが、ここで貫見委員の報告をお願いいたします。
○貫見委員	報告いたします。406 番と 407 番の借り人は○○さんでございます。皆さんもご存じのように、推進委員であります。圃場周りも常にきれいにされておりますので、何ら問題ないかと思います。よろしくお願いします。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告ありましたが質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。受付番号 406 番から 407 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号 406 番から 407 番については原案のとおり許可することに決定しました。ここで○○委員の入室を求めます。次に、受付番号 408 番から 412 番について審議しますが、公平な審議とするため、○○委員の退席をお願いいたします。では説明をお願いいたします。
○事務局	はい、408、409 番です。貸し人が○○さん、新田の方です。場所が 2 筆ありましていずれも田代麓字松ノ崎です。地番は、お目通してください。地目は 2 筆とも田です。地積が合計で 2,397 m ² です。期間が令和 5 年 3 月 28 日から令和 7 年 12 月 14 日までです。小作料は、米全部で○○俵です。借り人につきましては、○○さん、宿利原の方です。ページをめくりまして、受付番号 410 番から 412 番の貸し人が○○さん、宿利原の方です。場所につきましては、3 筆ありまして、いずれも神川字カヤノキです。地番は、お目通してください。地目は、3 筆とも畑です。地積が、合計で 9,134 m ² です。期間が令和 5 年 3 月 31 日から令和 10 年 3 月 30 日です。小作料につきましては合計で○○円です。こちらの案件につきましては、借り人がですね、中間管理事業に係るものです

	ので、県の地域振興公社となっております。借り人の方の詳細につきましては、先ほどのA4の用紙とですね、配分計画案につきましては、A3の横長の用紙ですが、その1番から3番がこの案件の分の配分計画になっておりますので、そちらのほうをお目通しください。以上になります・
○会長	事務局から説明がありましたが、ここで横原推進委員の報告をお願いいたします。
○横原推進委員	はい、408番9番につきましては、〇〇さんが高齢でもうつくれないということで、〇〇さんのほうにお願いされたようです。〇〇さんにつきましてはもう皆さんご存じのとおりですので、何ら問題はないのではないかと思います。よろしくお願いいたします。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。受付番号408番から412番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号408番から412番については原案のとおり許可することに決定しました。ここで〇〇委員の入室を認めます。次に受付番号413番から429番について審議しますので、説明をお願いいたします。
○事務局	それでは受付番号413番から415番です。貸し人が、〇〇さん、神川上の方です。場所は3筆ありまして、いずれも神川字カヤノキです。地番はお目通しください。地目は3筆とも畑です。地積が合計で4,994㎡です。期間が令和5年3月31日から令和10年3月30日までです。小作料につきましては、合計で〇〇円です。借り人につきましては、これから以降は全て中間管理事業に係るものですので、県の地域振興公社となっています。受付番号416番の貸し人が〇〇さん、神川新町の方です。場所が神川字カヤノキ7465番2、地目が畑、地積が1,841㎡です。期間が令和5年3月31日から令和10年3月30日までです。小作料は〇〇円です。受付番号417番と418番の貸し人が、〇〇さん、宿利原の方です。場所が2筆ありまして、2筆とも、神川字カヤノキです。地番はお目通しください。地目は2筆とも畑です。地積が合計で3,839㎡です。期間が令和5年3月31日から令和10年3月30日までです。小作料は、合計で〇〇円です。受付番号419番と420番の貸し人が、〇〇さん、中園の方です。場所が2筆ありまして、いずれも城元字鷺ヶ尾です。地番はお目通しください。地目は2筆とも畑です。地積が合計で4,716㎡です。期間が令和5年3月31日から令和10年3月30日までです。小作料が合計で〇〇円です。受付番号421番と422番の貸し人が、〇〇さん、早瀬の方です。場所が2筆ありまして、いずれも田代川原字早瀬です。地番は、お目通しください。地目が2筆とも田です。地積が合計で1,327㎡です。期間が令和5年3月31日から令和10年3

	月 30 日までです。小作料は〇〇円です。受付番号 423 番の貸し人が〇〇さん、早瀬の方です。場所が田代川原字小路 3347 です。地目が畑、地積が 3,451 m²です。期間が令和 5 年 3 月 31 日から令和 10 年 3 月 30 日までです。小作料は〇〇円です。受付番号 424 番から 426 番の貸し人が〇〇さん、早瀬の方です。場所が 3 筆ありまして、いずれも田代川原字早瀬です。地番はお目通しください。地目は 3 筆とも田となっております。地積が合計で 1,964 m²です。期間が令和 5 年 3 月 31 日から令和 10 年 3 月 30 日までです。小作料は合計で〇〇円です。受付番号 427 番と 428 番の貸し人が、〇〇さん、山之口の方です。場所が 2 筆ありまして、馬場字山ノ口と馬場字地荒神下です。地番はお目通しください。地目は 2 筆とも田です。地積が合計で 1,448 m²です。期間が令和 5 年 3 月 31 日から令和 10 年 3 月 30 日までです。小作料は合計で〇〇円です。受付番号 429 番の貸し人が、〇〇さん、鹿屋市の方です。場所が神川字觸迫 1443 番です。地目が畑、地積につきましては 8,098 m²のうちの 6,000 m²ということです。期間が令和 5 年 3 月 31 日から令和 10 年 3 月 30 日までです。小作料は〇〇円となっております。こちらのほうの配分計画のほうはですね、別で配っております。A 3 の用紙になっておりまして、4 番から 22 番になります。で、18 番と 21 番につきましては今回のではなく、以前機構に貸出してあった分の、受け手の方が変わったということでここに出ています。以上になります。
○会長	ただいま事務局の説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。受付番号 413 番から 429 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして、受付番号 413 番から 429 番については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第 41 号錦江町農業委員会規程の一部改正についてを議題としますので、説明をお願いいたします。
○事務局	はい。議案第 41 号につきましては本日、議案書をお配りしたところですが、先週の 3 月 22 日に、職員の 4 月 1 日からの異動の内示がございまして、その中で、4 月 1 日付で、産業振興課の生産振興チームのリーダーであります坂口さんが、農業委員会の事務局次長という内示が出ました。その関係でですね、農業委員会規程の改正が必要です。横のカラー刷りになった表があらうかと思うんですが、その左側の青字で書いているところが改正する部分でございます。事務局次長の規定がございませんでしたので第 7 条の 3 項に事務局次長を置くことができるという規定を追加したことと、新たに第 10 条のところに、事務の代決規定を設けました。事務局長が不在のときは事務局次長が代決する。事務局長、事務局次長が不在のときは会長の承認を受けて、事務局長があらかじめ指定した職員または上席者がその事務を代決するというところでござ

	います。10 条を追加した関係で旧 10 条のところ以降が 11 条 12 条と、1 条ずつ繰り下がるという改正になっております。この改正につきましては、4 月 1 日から施行というふうに、改正を予定をしているものでございます。審議のほどよろしくお願いします。
○会長	ただいま説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。お諮りします。議案第 41 号については原案のとおり決定することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第 41 号については原案のとおり決定しました。以上で令和 5 年 3 月錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。
○事務局	それでは、令和 5 年 3 月錦江町農業委員会定例総会を終了いたします。姿勢を正してください。一同礼。

錦江町農業委員会会議規則第 23 条第 2 号の規定により署名する。

会 長

1 2 番

1 3 番

議事録調整者